○国土交通省告示第八百五十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道富士吉田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
調布市富士見町一丁目一七番一	前	最大 九〇 最小 七二
	後	最大 九〇 最小 八一
	変更前後別	延長（メートル）
	前	三五

○国土交通省告示第八百五十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年九月十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5083号	電子海図情報表示装置	ＦＭＤ－3200	古野電気株式会社	ソフトウェアの変更
第5084号	〃	ＦＭＤ－3300	〃	〃
第5274号	〃	ＦＭＤ－3100	〃	〃

○東北地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
宮古市松山第七地割二四番一から同市松山第六地割六七番一まで	前	三四・九〇～八〇・九	〇・二一〇
	後	三四・九〇～七六・八〇	〇・二一〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市鬼高四丁目三九番地先から同市鬼高三丁目七六〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十二日

○関東地方整備局告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　図面縦覧場所

一般国道　二百九十八号　市川市鬼高四丁目三九番地先から同市鬼高三丁目七六〇番一地先まで　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年九月二十三日

○中部地方整備局告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　百三十八号	御殿場市仁杉地先から御殿場市茱萸沢地先まで	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所
〃　二百四十六号	御殿場市山之尻地先内	〃
〃　四十一号	下呂市小川地先内	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月一日

○近畿地方整備局告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十二日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
八幡市美濃山御毛通五四番三から京田辺市松井宮田三一番一まで	三九・〇〇～一九二・〇〇	〇・六三一

(四)　指定する期日　平成二十九年九月二十二日